

2-3. 明りょうでない記載の釈明の判断に関する事例

『事例1』

類型：発明特定事項の限定

審判番号：訂正 2000-39077

出願番号：特願昭 61-067870 (特開昭 62-208273) 登録番号：特許第 2138898 号

訂正前の明細書

(発明の名称)

酵母及びそれを含有する生地

(特許請求の範囲)

【請求項1】2%グルコース、1%イーストエキスおよび2%ペプトンからなる培地(pH5.0)を使用したときに、孢子形成率が10%以上、菌体内トレハロース量が5%以上で、かつ冷凍生地の炭酸ガス発生量が生地g当たり1mlであるサッカロミセス・セレビシエ。

【請求項2】該酵母が生酵母又は乾燥酵母である請求項1記載のサッカロミセス・セレビシエ。

【請求項3】2%グルコース、1%イーストエキスおよび2%ペプトンからなる培地(pH5.0)を使用したときに、孢子形成率が10%以上、菌体内トレハロース量が5%以上で、かつ冷凍生地の炭酸ガス発生量が生地g当たり1mlであるサッカロミセス・セレビシエを含有する生地。

【請求項4】該酵母が生酵母又は乾燥酵母である請求項3記載の生地。

訂正後の明細書

(発明の名称)

.....

(特許請求の範囲)

【請求項1】2%グルコース、1%イーストエキスおよび2%ペプトンからなる培地(pH5.0)について1%酢酸カリウム、0.5%イーストエキス、1%ペプトンからなる培地(pH7.0)を使用したときに孢子形成率が10%以上、2%グルコース、1%イーストエキスおよび2%ペプトンからなる培地(pH5.0)を使用したときに菌体内トレハロース量が5%以上であって、かつ冷凍生地炭酸ガス発生量が生地g当たり1mlであるサッカロミセス・セレビシエ。

【請求項2】.....

【請求項3】2%グルコース、1%イーストエキスおよび2%ペプトンからなる培地(pH5.0)について1%酢酸カリウム、0.5%イーストエキス、1%ペプトンからなる培地(pH7.0)を使用したときに孢子形成率が10%以上、2%グルコース、1%イーストエキスおよび2%ペプトンからなる培地(pH5.0)を使用したときに菌体内トレハロース量が5%以上であって、かつ冷凍生地の炭酸ガス発生量が生地g当たり1mlであるサッカロミセス・セレビシエを含有する生地。

【請求項4】.....

(発明の詳細な説明の抜粋)

(A) 孢子形成率の測定

活性スラントより菌体を一白金耳とり、これを25 ml 容試験管中の3.0 ml のYPD培地(2%グルコース、1%イーストエキス、2%ペプトン、pH5.0)に植菌した後、28℃で1日間振盪(240 rpm)培養する。ついで、該培養菌体を25 ml 容試験管中の3.0 ml のYPA培地(1%酢酸カリウム、0.5%イーストエキス、1%ペプトン、pH7.0)に約1.07 cells/ml になる様に植菌した後、28℃で4日間振盪(240 rpm)培養する。該培養液を適宜希釈してトーマ氏血球計数器により単位区画あたりに存在する子嚢および栄養細胞の個数を双方合わせて少なくとも200個以上測定する。孢子形成率は子嚢及び栄養細胞の総数に対する子嚢の個数の割合とする。

(B) 菌体内トレハロース量の測定

(発明の詳細な説明の抜粋)

.....

[結論]

明りょうでない記載の釈明となる。

[説明]

訂正前の請求項1乃至3は、「2%グルコース、1%イーストエキスおよび2%ペプトンからなる培地(pH5.0)を使用したときに、孢子形成率が10%以上」とあるだけで、「YPA培地」で培養することは記載されていないから、孢子形成率を特定する記載としては不明瞭であるといわざるを得ない。しかして、訂正後の請求項1乃至3の「2%グルコース、1%イーストエキスおよび2%ペプトンからなる培地(pH5.0)について1%酢酸カリウム、0.5%イーストエキス、1%ペプトンからなる培地(pH7.0)を使用したときに孢子形成率が10%以上」という記載は、「孢子形成率」を特定する記載として、不明瞭であったものを正に明瞭にするものである。

同様に「2%グルコース、1%イーストエキスおよび2%ペプトンからなる培地(pH5.0)を使用したときに菌体内トレハロース量が5%以上」とする訂正は、より明瞭な記載にするものである。